# 「尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例」関係組織等と役割について

尾鷲市立小学校　　7校

尾鷲市立中学校　　2校

○いじめ通報・相談内容の報告
○いじめ認知報告

支援・助言

尾鷲市教育委員会
教育長　　１名
教育委員　　４名　事務局：教育総務課
学校指導係

**①尾鷲市いじめ防止基本方針の策定**

尾鷲市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める

検証

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（この点線より下は重大事態が発生した場合）

■いじめの重大事態が発生した場合

学　校

①重大事態発生報告
③調査結果報告

指導

②調査依頼

教育委員会

③－１
調査結果報告

②調査
開始報告

③－２
調査結果報告

市　　長

**③尾鷲市いじめ問題対策会議**

委員：５名以内
委員の職種：学識経験者、心理の専門家、紀州児童相談所、関係行政機関や関係団体の代表　等
任　命：教育委員会が委嘱

【機能】
1.学校のいじめ事案に係る教育委員会が自ら行う調査の際に活用する組織
2.市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の有効な対策のための専門的知見からの審議
3.重大事態に対処し、事実関係を明確するための調査審議

連携

**②尾鷲市いじめ問題対策連絡協議会**

委員：２５名以内

委員の推薦機関・団体

尾鷲警察署 、紀州児童相談所、尾鷲市少年センター、尾鷲市青少年育成市民会議、尾鷲市少年指導員の会、尾鷲市PTA連合、小中校長会、尾鷲市教育委員会、各小中学校、福祉保健課　等

任　命：教育委員会が委嘱

【機能】いじめ防止に関係する機関・団体との連携及び効果的な啓発についての協議

④再調査依頼

④再調査結果報告

**④尾鷲市いじめ問題調査委員会**

委員：5名以内

委員の職種：弁護士、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家　等

任　命：市長が委嘱

【機能】

重大事案の再調査を行うとともに事態への対処や同種の事態の発生防止のための必要な措置を講じる。

調査結果報告

議会

※重大事態発生時の対応については資料5に記載